

## 民事訴訟通告書

先日、(株) パーフェクトボディから、商品を通信販売にて御購入なされた際の商品代金のご入金が平成19年9月17日現在、未だ入金確認がとれておりません。貴殿から商品の発注を依頼したにも関わらず指定期日内の商品代金のご入金、(株) パーフェクトボディに対してのご連絡がないため、平成19年9月19日をもちまして私ども笠井合同法律事務所が法廷代理人として担当させて頂く事になりました。今後は、当事者間での解決が見込めないため私法を適用して解決する為の訴訟の手続きを行わせていただきます。

裁判執行予定日は、下に記載しておきます。なお、記載されている裁判執行予定日前には、必ず当方までご連絡の方をお願い致します。ご連絡無き場合、指定簡易裁判所から口頭弁論通告書の送付後、出廷となり当方の主張が全面的に受理され訴訟を執行させていただきます。その後、貴殿の給与などの差し押さえ、不動産物、動産物等の財産の差し押さえを執行役員立会いのもと、強制執行を行う形になります。

訴訟内容等の詳しい説明に関しては当方にご連絡頂いた際、説明させていただきます。

裁判執行予定日 平成19年9月28日

(株) パーフェクトボディ

代表 武井 信二

東京都渋谷区渋谷 1-3-18-C-301

TEL

FAX

かてい

笠井合同法律事務所

代表弁護士 笠井 武雄

東京都新宿区新宿 1-8-4-2F

TEL

FAX